

## < 定期性預金・積金規定 >

### 定期積金規定

1. (掛金の払込み)  
定期積金(以下「この積金」といいます。)は、表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出してください。
2. (給付契約金の支払時期)  
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
3. (払込みの遅延)  
この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。
4. (給付補填金等の計算)
  - (1)この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
  - (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
    - ①この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日)までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
    - ②この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
    - ③この計算の単位は1円とします。
5. (満期日以後の利息)  
この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における預金利率によって計算した利息を支払います。

(改定：令和2年4月1日)